

**関東信越税理士会
熊谷支部 10 月例会次第**

日時 令和5年10月6日(水)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|---------------|--------------------------|-------------------|
| (1) 9月1・2日 | 兼子重雄会員御母堂様通夜・告別式 | 於 典礼会館 |
| (2) 9月 6日(水) | 関係機関との協議会・例会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 9月 6日(水) | 研修会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (4) 9月 6日(水) | 熊谷法人会 三者懇談会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (5) 9月 8日(金) | 第38回全税共県北地域業務推進協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (6) 9月12日(火) | 1日研修 | 於 富岡製糸場群馬サファリパーク他 |
| (7) 9月15日(金) | 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 熊谷市立商工会館 |
| (8) 9月28日(木) | 熊谷資産税研究会定期総会 | 於 さくらめいと |
| (9) 10月2日(月) | 正副支部長・地域長会議 | 於 支部事務局 |
| (10) 10月2日(月) | 熊谷税務署との協議会 | 於 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 関係機関との協議会・例会
日時 10月6日(金)午前9時30分～午前10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 10月6日(金)午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 第41回親睦野球・ソフトボール大会
日時 10月11日(水)午前9時00分～
場所 大宮けんぽグラウンド
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 11月 1日(水)午後1時30分～
場所 支部事務局
- (5) 綱紀監察協議会
日時 11月 1日(水)午後3時00分～
場所 熊谷税務署
- (6) 書面添付協議会
日時 11月 1日(水)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (7) 熊谷税務署との協議会
日時 11月 1日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (8) 「税を考える週間」税理士による無料相談
日時 11月13日(月)午前9時30分～
場所 熊谷市立商工会館
- (9) 歩け歩け大会2023
日時 11月15日(水)
場所 秩父札所巡り(33番、34番)
- (10) 第44回親睦チャリティーゴルフ大会
日時 11月17日(金)
場所 久瀬カントリークラブ
- (11) 第33回学術研究討論会
日時 11月20日(月)午後1時00分～
場所 大宮ソニックシティ 2階小ホール

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

旭日単光章 小林喜一郎会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数 165名

6. 次回例会予定

日時 11月8日(水) 午前10時30分～11時30分 関係機関との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前10時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 11月8日(水) 午後1時00分～午後5時00分 研修会

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「顧問先とその家族を対象とした財産の相続・贈与のこれからの在り方」
ー沿革や相続税・贈与税改正を念頭に置いてー

講師 東京税理士会 岩下忠吾先生

単位 4単位

バス 午後0時30分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和5年10月現在)

12月例会	12月13日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月10日(水)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前10時30分～
3月例会	3月27日(水)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和5年10月6日
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1. 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 国税相談専用ダイヤルの導入について (総務課)
別添1「国税相談専用ダイヤル周知用リーフレット」

国税に関する電話相談について、令和5年11月から、全国共通の電話番号で電話相談センターに直接つながる「国税相談専用ダイヤル」が導入されます。

ご承知おきいただくとともに関与先等に対して周知いただきますようお願いいたします。

国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901

受付時間 午前8時30分から午後5時

(土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)

- (2) 中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について (総務課・管理運営部門)
中学生及び高校生の「税の作文」の応募状況について、中学生の作文は管内全中学校 30 校から 7,669 編、高校生の作文は 6 校から 955 編の応募がありました。
税理士会熊谷支部長賞を含む優秀作品は、11 月 17 日に開催する「納税表彰式」にて表彰する予定です。

- (3) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について (管理運営部門)
発送日 令和 5 年 10 月 25 日 (水)

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書を上記の日程で発送いたします。

- (4) 税理士による納税者への納付指導について (徴収部門)
別添 2 「納付指導・相談チェック表」
別添 3 「ダイレクト分納リーフレット」

期限内納付が困難と見込まれる関与先に対しては、別添 2 「納付指導・相談チェック表」(納付計画記載欄を含む)を作成の上、早期に税務署と納付相談(予約が必要です。)を行うよう指導をお願いいたします。

なお、関与先から分割納付の申出があった場合は、事前に徴収担当と納付相談の上、ダイレクト分納を利用するよう併せて勧奨をお願いいたします。

また、別添 3 「ダイレクト納付リーフレット」は、関与先に説明を行う際の資料としてご活用ください。

- (5) 相続税調査に係る事前の書面照会について (資産課税部門)
別添 4 「相続税の調査に当たっての事前の確認について」
別添 5 「(回答用紙) 相続税の調査に当たっての事前の確認について」
別添 6 「(回答用紙記載例) 相続税の調査に当たっての事前の確認について」

相続税の実地調査予定日までの間に一定程度の期間があるときや、納税者等から短時間での面接の申出等があった場合には、臨宅調査の際に実施する被相続人の職歴、経歴等の聴取事項について、事前に先生方若しくは納税者に文書により照会させていただきます。

この照会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、納税者等との接触時間を削減する取組として行ってきたところです。

新型コロナウイルス感染症については、5 類感染症に移行したものの、納税者等の負担軽減等(具体的には、事前書面照会を実施することによる調査時における対面時間の短縮など)の観点から引き続き実施していくこととしておりますので、調査担当者から書面照会の実施について申出があった場合には、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今後、関与される相続税の申告は、是非とも e-Tax をご利用いただきますようご協力をお願いいたします。

- (6) 年末調整関係書類の国税庁ホームページへの掲載について (法人課税部門)
 年末調整関係書類について、源泉徴収義務者の方へ、改正事項や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを発送いたします。
 なお、国税庁ホームページにも関係情報が掲載されておりますので、関与先に対して周知いただきますようお願いいたします。

掲載内容	掲載時期
・「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について	掲載済み
・年末調整がよくわかるページ（令和5年分）	
・令和5年分年末調整関係各種申告書及び記載例	
・令和5年分年末調整のしかた	
・令和6年分源泉徴収税額表	
・令和5年分各種申告書の外国語版	
・令和5年分各種申告書記載例のウクライナ語版	
・年末調整計算シート（令和5年用）	10月中旬掲載予定
・年末調整のしかた（動画）	10月20日(金)掲載予定

※令和4年分から大きな変更はございません。

- (7) インボイス制度開始に関する周知等について (法人課税部門)
 別添7「適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する周知等について（協力依頼）」

これまで周知のご協力をお願いしてまいりましたが、関与先事業者の皆様の準備・対応が円滑に進むよう、更なる周知等のご協力をお願いいたします。

- (8) インボイスコールセンターの受付時間の延長について (法人課税部門)
 インボイスコールセンターでは平日の午前9時から午後5時まで受付をしておりますが、令和5年9月19日(火)から10月17日(火)の間においては、午後6時まで受付を延長しております。
 なお、午後5時以降は体制を縮小した対応となります。

インボイスコールセンター
 0120-205-553

- (9) 「インボイス制度特設サイト」について (法人課税部門)
 国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」では「新着情報」や「Q&A」を随時更新しておりますので、ご活用ください。

(10) 「納付期限のお知らせ」の通知方法の変更について (法人課税部門)

これまで納期の特例の承認を受けた一定の条件に該当する源泉徴収義務者の皆様に対しまして、一律に通知していました「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」はがきに代えまして、e-Tax の利用者識別番号を有している源泉徴収義務者の皆様に対しましては、「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」を e-Tax のメッセージボックスに通知（格納）することとなりました。

なお、利用者識別番号を有していない源泉徴収義務者の皆様に対しましては、引き続き、はがきにより通知いたしますので、ご承知おき願います。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、

AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・ 自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・ キーワードによる検索
- ・ 税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号2010012050002

(R5.10)

電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤル へ電話する

0570 - 00 - 5901 ^{コ ク ゼ イ} (全国一律料金)

受付時間 平日8:30～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約** が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



税務署への電話は
こちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

（確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。）

(裏面)

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- ☐ 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- ☐ 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
- ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- ☐ 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
- ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- ☐ 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
- ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- ☐ (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
- ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（3. ②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。
- ☐ (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）		住所（所在）			
課税期間	年 月 日～ 年 月 日	税目	税	税額	円
1 期限内に納付可能な金額	円（納付予定日 年 月 日）				
2 残額についての納付計画	円（納付予定日 年 月 日）				
	円（納付予定日 年 月 日）				

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

国税の分割納付に・・・

ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を
管理するのが大変・・・

毎月、税務署や
銀行の窓口に行
く時間がない・・・

現金を用意するのが
面倒・・・



ダイレクト分納
って、何？

納期限を過ぎた国税を、

e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。

ご利用にあたっては、事前に徴収担当との納付相談が必要です。

メリットは？

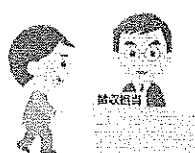
- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 納付予定日をリマインド(メール)によりお知らせ



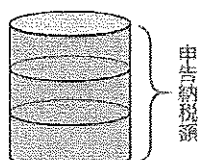
- ◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)
- ◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。
- ◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- ◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

ダイレクト分納のイメージ

一度登録しておけば、
後は自動で引き落とし♪



納付相談



納期限



納付計画
登録



詳しくはコチラ >>

納税が困難な方へ

検索



計画的な納税を
検討されている方
は、裏面へ！

〒

番 号

住 所

令和 年 月 日

氏 名 様

税 務 署 長

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

相続税の調査に当たっての事前の確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

先日、調査担当者からご連絡させていただいておりますが、____年____月____日
にお亡くなりになりました____様の相続税申告に係る税務調査
を____年____月____日から____で行うこととしております。

つきましては、税務調査に係る時間の短縮を図るため、当日の税務調査に先立ちまして、
別紙の事前の確認事項について同封の「記載例」を参考に、お分かりになる範囲で記載
いただき、____月____日（ ）までにご回答をお願いします。

※ この文書による回答依頼は調査として行っているものであり、その責任者は、
____税務署長です。

資産課税（担当）部門

担 当 者 _____

電 話 _____

※ 自動音声案内による番号が流れた
場合は、「2」を押してください。

(資 4 - 46 - 1 - A 4 標準)

- 1 被相続人（お亡くなりになられた方。以下同じです。）の経歴等について、お分かりになる範囲で教えてください。なお、記載欄が足りない場合は、適宜の用紙に記載してください。（以下同じです。）

(1) 出生からお亡くなりになるまでの住所移転状況について記載してください。

期間	住所
～	
～	
～	
～	
～	

(特記事項)

(2) お亡くなりになるまでの職歴について記載してください。

期間	職業	期間	職業
～		～	
～		～	
～		～	

(特記事項)

(3) 父母や祖父母など、親族から相続又は贈与された財産がありましたら、具体的に記載してください。

- 2 被相続人の趣味・し好等について、お分かりになる範囲で教えてください。

(1) 趣味・し好について記載してください（好んで収集していたもの（書画骨とう、貴金属）の有無、スポーツ（ゴルフ）、その他の趣味（旅行）など。）。

(2) 仕事上の交際関係や私的な友人関係など、生前の交友関係について記載してください。

3 病歴及びお亡くなりになられた当時の状況について、お分かりになる範囲で教えてください。

(1) お亡くなりになる原因となった病名を教えてください。また、その発病時期や、病状経過、入院先や入院期間について記載してください。

病名：

期間	症状経過、入院先等
～	
～	
～	
～	

(特記事項)

(2) 医療費の支払状況（支払金額や支払っていた方など）について記載してください。

(3) お亡くなりになられた当時、被相続人の財産（預貯金通帳など）を管理していたのはどなたでしたか。

(4) 遺言書はありましたか（遺言書があった場合、その内容について記載してください。）

4 上記のほか、事前に調査担当者に説明しておきたい事項がありましたら教えてください。

令和 年 月 日

(回答者)住 所

氏 名

電話番号

(記載例)

番 号

- 1 被相続人（お亡くなりになられた方。以下同じです。）の経歴等について、お分かりになる範囲で教えてください。なお、記載欄が足りない場合は、適宜の用紙に記載してください。（以下同じです。）

- (1) 出生からお亡くなりになるまでの住所移転状況について記載してください。

期間	住所
S15.3 ~ S41.3	〇〇県△△市××町1-10
S41.4 ~ S43.3	□□県〇〇市△△町1-23-9
S43.4 ~	〇〇県△△市××町1-10
~	
~	

(特記事項)

□□県〇〇市への住所移転は、単身赴任によるものです。

- (2) お亡くなりになるまでの職歴について記載してください。

期間	職業	期間	職業
S37.4 ~ S44.3	(株)〇〇銀行	~	
S44.4 ~ H2.3	△△(株)	~	
H2.4 ~ H22.3	△△(株) 代表取締役	~	

(特記事項)

△△(株)は祖父が経営していた会社で、父が受け継ぎました。

- (3) 父母や祖父母など、親族から相続又は贈与された財産がありましたら、具体的に記載してください。

父は、平成2年に亡くなった祖父（国税三郎）から自宅を相続しました。

父の妹が遠方（〇〇県）に住んでいたため、自宅は父が相続したと聞きました。

祖父の預金などをどうしたかは分かりません。

- 2 被相続人の趣味・嗜好等について、お分かりになる範囲で教えてください。

- (1) 趣味・嗜好について記載してください（好んで収集していたもの（書画骨とう、貴金属）の有無、スポーツ（ゴルフ）、その他の趣味（旅行）など。）。

父は骨とう品にはすごく興味が有り、テレビ番組で骨とう品がでてくるとテレビに釘付けでした。体調が良い頃は、骨とう市に行って実際に購入することもあったようです。あと、魚釣りが好きで、よく取引先の社長さんと一緒に船に乗って釣りに行っていました。

また、たばこは吸いませんでしたが、お酒はめっぽう好きで、特に洋酒を好んでいました。好きすぎて外国に購入しに行くくらいでした。

- (2) 仕事上の交際関係や私的な友人関係など、生前の交友関係について記載してください。

父は会社の取引先の社長さんと仲が良かったです。そのほか、以前勤めていた銀行系の人も数年に1回くらいの頻度で温泉旅行に行っていたと思います。

3 病歴及びお亡くなりになられた当時の状況について、お分かりになる範囲で教えてください。

- (1) お亡くなりになる原因となった病名を教えてください。また、その発病時期や、病状経過、入院先や入院期間について記載してください。

病名： 脳出血

期間	症状経過、入院先等
H30.6 ~ H30.7	肝臓がんで余命3年と診断され、〇〇病院に入院
R1.2 ~ R1.3	肝臓がんの治療のため、〇〇病院に入院
~	
~	

(特記事項)

令和元年3月以降入院はしませんでした。令和〇年1月に脳出血が原因で突然亡くなりました。

- (2) 医療費の支払状況（支払金額や支払っていた方など）について記載してください。

父のがん治療の通院の際は私の妻が付き添いましたが、医療費は父自身が現金で支払っていました。医療費の金額は月によってバラつきがありますが、月5～20万円くらいかかっていたようです。

- (3) お亡くなりになられた当時、被相続人の財産（預貯金通帳など）を管理していたのはどなたでしたか。

父の財産については、亡くなる直前まで父が自分で管理していました。

- (4) 遺言書はありましたか（遺言書があった場合、その内容について記載してください。）

父の遺言書はありませんでした。

4 上記のほか、事前に調査担当者に説明しておきたい事項がありましたら教えてください。

父は亡くなる直前まで財産を自分で管理しており、亡くなるまで父の財産について詳しくは知りませんでした。また、肝臓がんを患っていたとはいえ、突然亡くなってしまったので、父の財産を把握するには大変苦労しました。

なお、申告書は父の会社の顧問税理士でもある〇〇先生に依頼し、作成していただきました。

令和 〇 年 △ 月 × 日

(回答者) 住 所 ××市〇〇1丁目2-3

氏 名 国税 一郎 電話番号 ×××-〇〇〇-△△△△



日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁課税部
軽減税率・インボイス制度対応室長
後藤 善行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する
周知等について（協力依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、数次にわたりインボイス制度に関する周知等の御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

インボイス制度が開始される本年 10 月 1 日まで残すところ 1 か月を切りました。

これまで国税庁としては、制度の円滑な開始に向けて、登録要否についての個別相談や各種説明会・研修会への講師派遣等の対応を行ってまいりました。制度開始後も引き続き、こうした取組を継続していくこととしています。

これまで周知の御協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、関与先事業者の皆様の準備・対応が円滑に進むよう、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ、以下の点について周知方御協力賜れますと幸いです。

1. 中小企業等に向けた支援措置（資料 1、資料 2、資料 3）

事業者支援策全体の概要（資料 1）、各種相談体制・支援策の概要（資料 2）、令和 5 年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要（資料 3）をとりまとめております。

なお、インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧や、インボイスコールセンターについては、国税庁ホームページを御覧ください。

〈相談窓口一覧〉



〈インボイスコールセンター〉



おって、インボイス制度への対応に向けた IT 導入補助金や持続化補助金の詳細については、補助金事務局ホームページを御確認ください。

〈IT 導入補助金〉



〈小規模事業者持続化補助金〉
全国商工会連合会



〈小規模事業者持続化補助金〉
商工会議所地区



2. 公正取引委員会の取組（資料4）

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者と取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

制度の実施に関連して独占禁止法等の違反につながるおそれのある事例を御案内しております。関与先事業者に引き続き関係法令が遵守されるよう、周知をお願いいたします。

なお、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aやインボイス制度の実施に関連した注意事例については、公正取引委員会のホームページを御確認ください。

〈インボイス制度関連コーナー〉



3. 2割特例の適用に当たって

令和5年度税制改正により措置された、いわゆる2割特例の適用等に関する注意点については、「インボイス制度において注意すべき事例」等で注意喚起をしてきたところですが、改めて、関与先事業者の適用関係について御確認いただくようお願いいたします。

なお、2割特例の適用を受けようとしているにも関わらず適用を受けられないといったことのないよう、「インボイス登録申請書」と「課税事業者選択届出書」を提出し、インボイス制度開始前から課税事業者となる事業者の方に、注意すべき事項を周知するダイレクトメールを送付する予定です。

関与先事業者の方から相談があった場合には、適用関係の確認などの御対応をお願いいたします。

〈注意すべき事例〉



4. 登録申請書等の様式改訂について

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録等に係る以下①～③の様式が④～⑥の様式に改訂されますので、御留意ください。

なお、旧様式については令和5年9月30日までの間に提出する様式となりますので、令和5年10月1日以降は、e-Taxでは受け付けることができません。

また、書面にて旧様式を御提出された場合、内容の確認のために御連絡することもありますので、新様式での御提出をお願いします。

【令和5年9月30日まで使用できるもの】

- ① 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第1-(1)号様式）
- ② 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第1-(2)号様式）

③ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第2-(1)号様式）

【令和5年10月1日以降使用するもの】

④ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第1-(3)号様式）

⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第1-(4)号様式）

⑥ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第2-(2)号様式）

おって、以下⑦～⑩の様式については、令和5年10月1日から提出が可能となります。

⑦ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第3号様式）

⑧ 適格請求書発行事業者の死亡届出書（第4号様式）

⑨ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書（第6号様式）

⑩ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書（第8号様式）

〈適格請求書発行事業者の申請手続〉

〈消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式
に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）〉



資料1 事業者支援策全体の概要

相談体制の強化

- ・ 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- ・ **中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- ・ **免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士（税務相談）**や、**支援機関等（経営相談、補助金の案内）**が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- ・ **税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- ・ 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- ・ **地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- ・ 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の2割に軽減**（R5改正）
- ・ 少額取引に係る**事務負担軽減策**（1万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- ・ 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**8割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- ・ **IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- ・ **持続化補助金**：課税転換した場合に50万円上乘せ

取引環境の整備

- ・ **独禁法等のQ&Aの公表、6,000を超える業界団体への法令遵守要請を実施**
- ・ **下請けGメンや書面調査による状況把握や発注者側への注意喚起等を実施**

資料2 各種相談体制・支援策の概要

今年2月に作成・活用している「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」については、必要な更新を行い、10月以降も的確に該当窓口を案内できるようにしていく予定。

[illegible][illegible]

(参考) 中小企業向け相談体制の強化（支援関係の体制強化）

中小企業庁
作成資料

- 中小企業への経営支援は、よろず支援拠点及び全国各地の商工会・商工会議所等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は約10万件の相談対応を実施。
- 今後、インボイス等の相談が急増することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、支援機関における経営相談体制を抜本的に強化。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
	よろず支援拠点	 日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry	 全国商工会連合会 CFSCU
支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数	約32万件（令和4年度実績） （約600人）	約186万件（令和2年度実績） （約3,400人）	約312万件（令和2年度実績） （約4,100人）
R4補正による強化概要			
追加の相談員による 相談件数 想定）※1、※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数 想定）※1	約900回	約1,000回	約1,300回

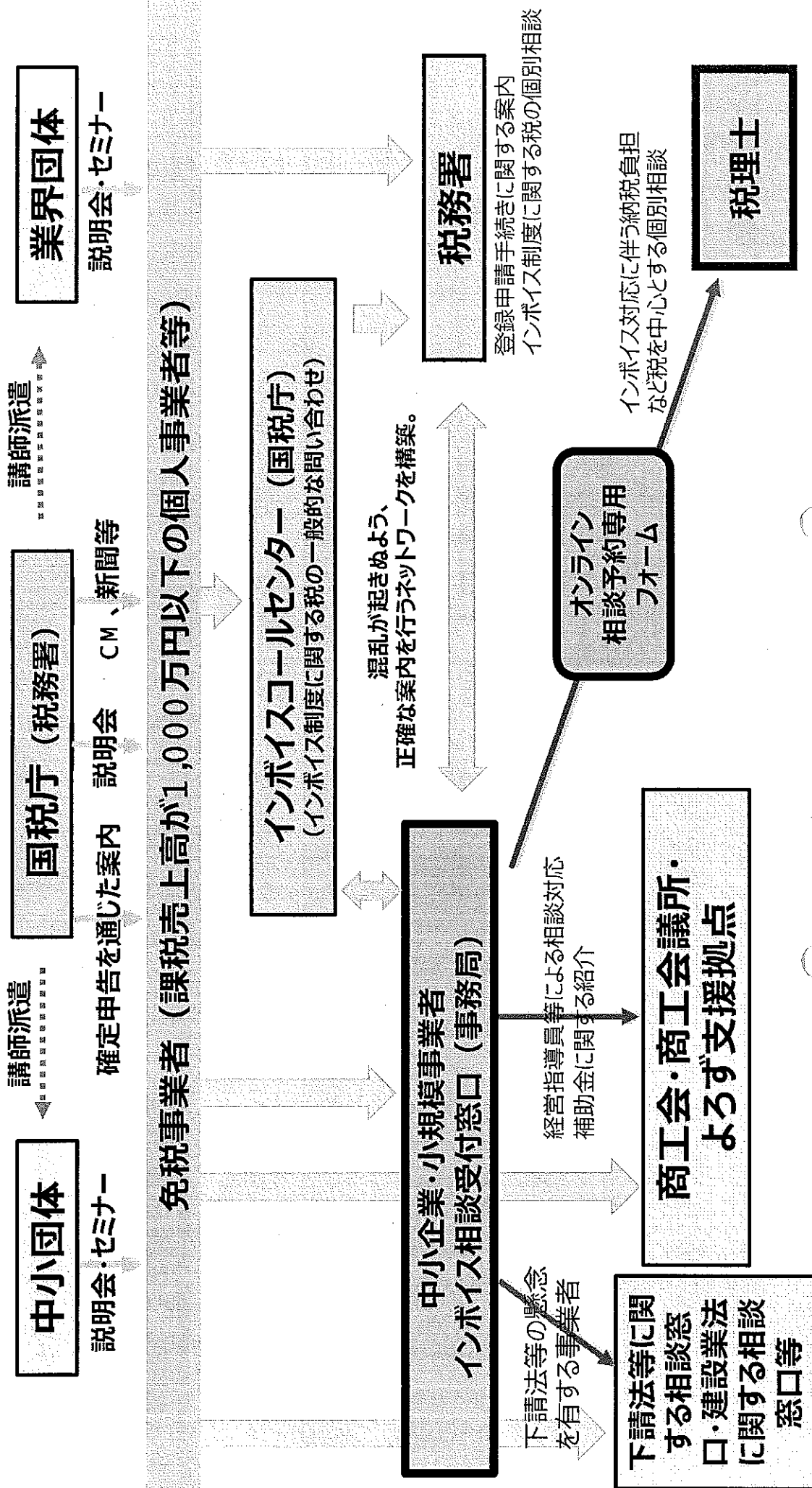
※1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。

※2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(参考)「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」概要

中小企業庁
作成資料

- 免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる受付窓口を4/24に開設。税理士にオンライン相談ができる体制も構築。



(参考) オンラインを活用した税理士との相談状況

中小企業庁
作成資料

- 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、全国どこでも税理士とオンラインで相談が可能。

●リーフレット

インボイス制度への対応に取り組む免税事業者の皆様へ

オンラインで税理士に相談してみませんか？

どんな相談ができるの？

- ✓ インボイス制度についてある程度は知っているが、仮に誤税転換した場合の税負担がどれくらいになるのか計算したい。
- ✓ 簡易課税制度や2割特例等の計算方法がわからない。

どうやって申し込むの？

1. 事務所に電話
2. アカガント登録
3. 相談希望日時を選択
4. 相談日確定
5. 参加準備
6. 税理士にオンライン相談

インボイス制度が10月からスタート

事務所に電話
045-330-1365
ナビダイヤル
0570-028-045
受付時間
9時～17時
（土・日・祝は除く）

相談受付窓口

インボイス制度の基本的な情報を知りたい場合は？
インボイス制度について知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度 特設サイト」をご覧ください。制度解説動画等もご覧いただけます。

QRコード

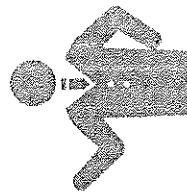
相談受付窓口

●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ 2割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会。
税額の計算だけでなく、特例を活用する際の注意ポイントなども教えてもらうことができた。
課税要否を判断する材料としたい。



免税事業者（建設業）

中企庁HP

https://www.chushometeigo.jp/zaimu/zeisel/camp/kufruite_mabguclupof

(参考) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円)の内数】

中小企業庁
作成資料

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、**補助下限額を撤廃**(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。これまでに**4万件程度の採択**を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、**中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする**。(令和5年6月20日申請受付開始。)

【補助下限額の撤廃】

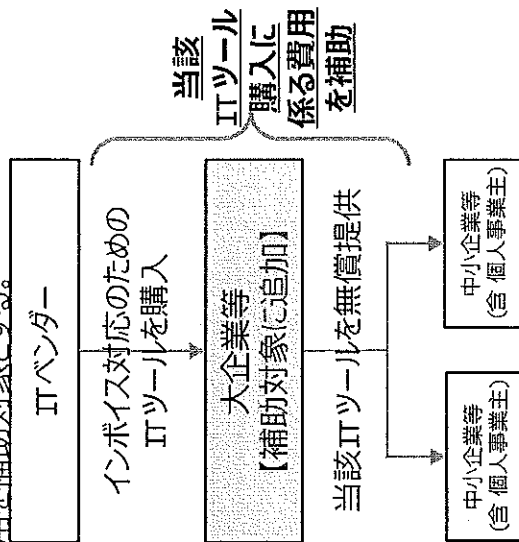
デジタル化基盤導入類型				
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			
補助額	ITツール (会計・受発注・決済・ECソフト)		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超 ～350万円	～10万円 円	～20万円 円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(令和5年1月20日の公募回から適用)

【類型新設による補助対象の拡大】

類型名	商流一括 インボイス対応類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等
補助額	ITツール(インボイス制度に対応し、受発注機能をもつもの)	
	～350万円	
補助率	2/3以内	1/2以内
対象経費	クラウド利用費 (利用料最大2年分)	

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。



(参考) 販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金）

【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

中小企業庁
作成資料

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。
これまでに3千件程度の採択を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	100万円	250万円	250万円	250万円	250万円
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者には、補助上限額を一律50万円上乘せ

<制度概要>

【対象】 小規模事業者

【補助率】 2/3（賃金引上げのうち赤字事業者は3/4）

【補助対象経費】 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

(参考) インボイス制度支援策のリーフレット

中小企業庁
作成資料

<令和4年度第2次補正予算等> (令和5年6月時点版)

インボイス制度への対応に 取り組み皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。



インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。
- ✓ インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよき支店拠点等による経営相談
対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています
(中小企業119を通じて専門家に派遣も受けられます)

相談受付窓口



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジタルにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

詳細は裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算案」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第、第1回を公開いたしますので、現在の公費情報はホームページでご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら

<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・スマートフォン・クラウド導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

申請条件 (新設)			
申請者	大企業等	中小企業・小規模事業者等	
補助率	1/2以内	2/3以内	1/2以内
補助額	~350万円	~50万円 (下限を面談)	50万円~350万円 ~10万円 ~30万円
利用範囲	受発注ソフト	会計・受発注・決済・ECソフト	PC等 レンタル
対象経費	クラウド利用費 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (最大2年分)、ハードウェア購入費、導入・関連費 (1)	

【みらデジタル】※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジタルシステムにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご利用ください。

お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-424)



<小規模事業者持続化補助金> 課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請で補助上限を一律に50万円に引き上げます。（最大250万円補助）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化 枠の一部の類型に おいて、赤字事業 者は3/4以内)
成長・分配強化枠 (売上上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新規代辦枠 (創業や後継者候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

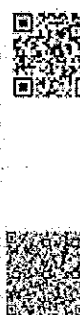
(1) 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

・商工会地域の方
所在地によって異なるため左のQRコード参照

・商工会議所地域の方 03-6632-1502

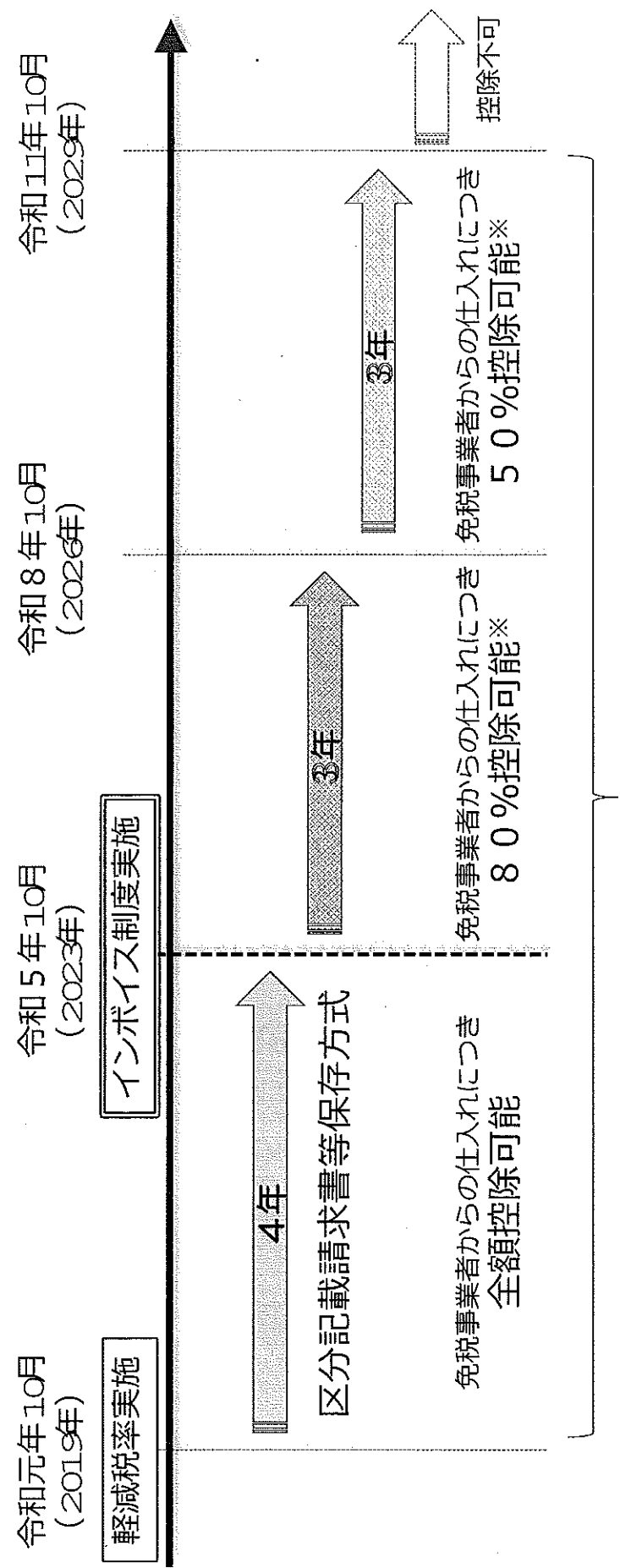
【商工会地域の方、お問い合わせ先】



資料3 令和5年度税制改正等による激変緩和・ 負担軽減策の概要

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

○ インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

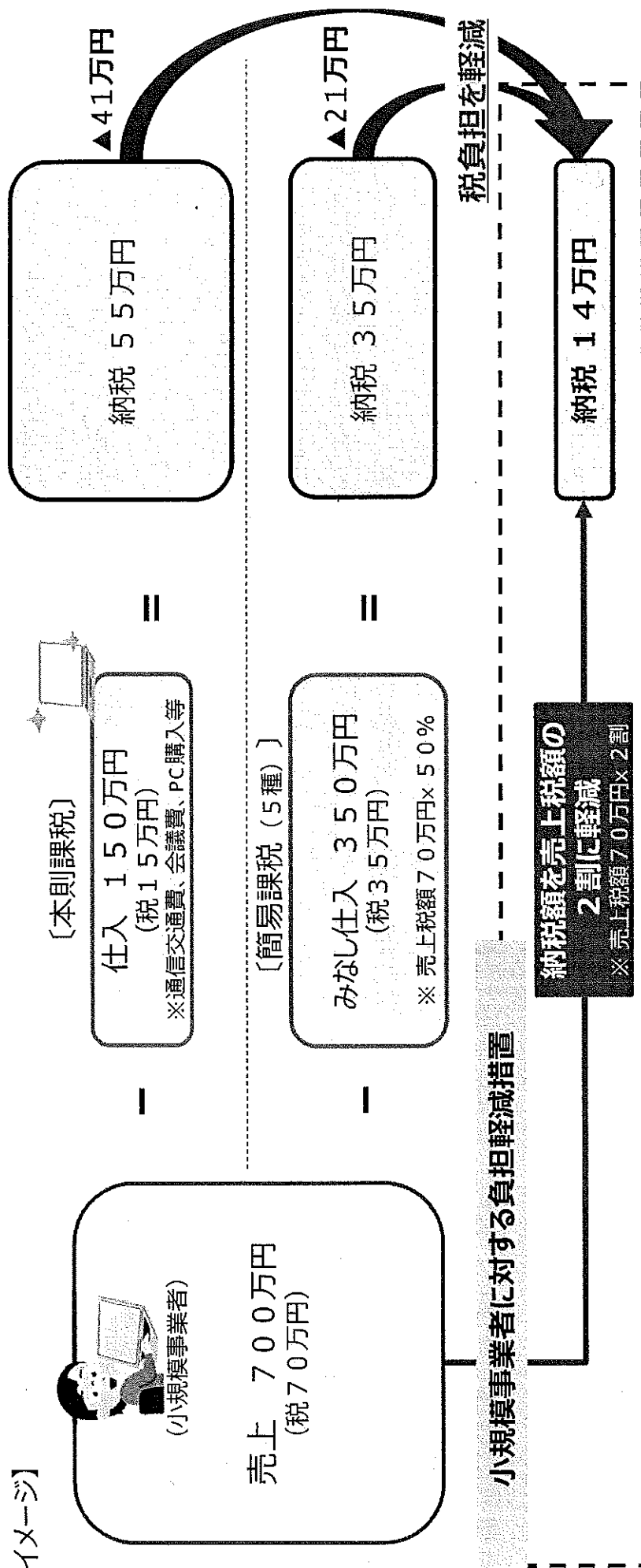
※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

○ 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。**

○ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比して**も、事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】

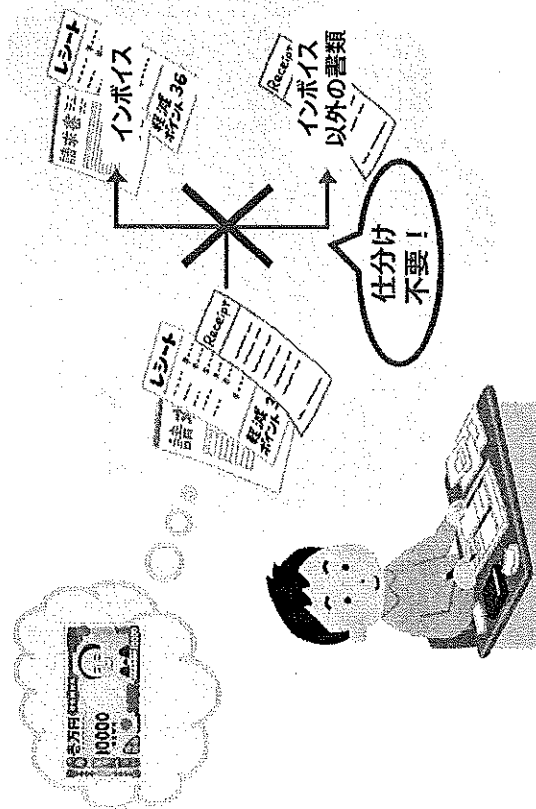


※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるように事務負担の軽減措置を講ずることとする。

【改正の内容】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



【対象となる事業者の範囲】

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、現状の課税事業者のみを対象としても、76.1%が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

資料4 公正取引委員会の取組



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

インボイス制度の実施に向けた 公正取引委員会の取組

令和5年8月25日

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

1. インボイスQ&Aの公表・周知…………… 1・2
2. インボイス制度の実施に関連した相談対応…………… 3・4

第2 独占禁止法・下請法に基づく対応

1. 書面調査を通じた情報収集…………… 5
2. インボイス制度の実施に関連した注意事項…………… 6

第3 今後に向けて…………… 7

1. インボイスQ&Aの公表・周知

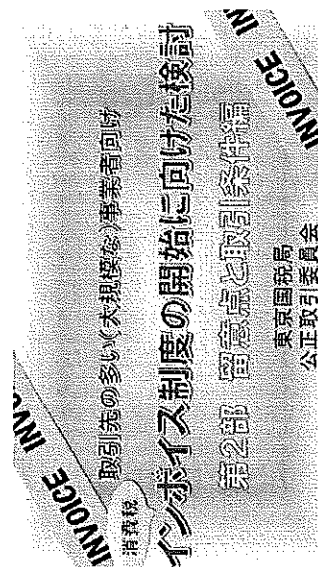
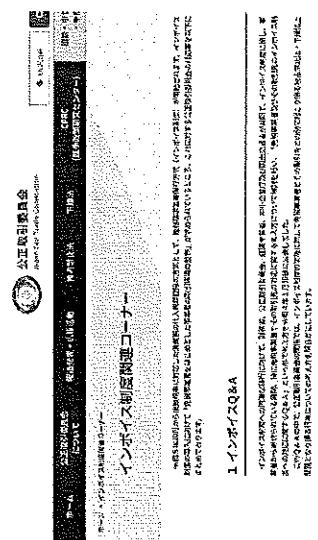
インボイスQ&Aの公表

- 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（インボイスQ&A）を関係省庁の連名で公表（令和4年1月策定、3月改正。[次頁参照](#)）。Q&Aの中で、独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を明記。

インボイスQ&Aの周知

＜特設サイトの設置＞

- 公正取引委員会のウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」を設置し、インボイスQ&Aやインボイス制度に関する相談窓口一覧表などを掲載。
- 関係機関との連携＞
 - 国税当局と共同でインボイスQ&Aに関する説明動画を公開。
 - 国税庁主催の説明会や税理士関連団体の講習会などに公正取引委員会の職員を講師として派遣。
 - 中小企業関連団体のウェブサイトや広報誌にインボイスQ&Aの案内を掲載。



独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後に、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような態様等

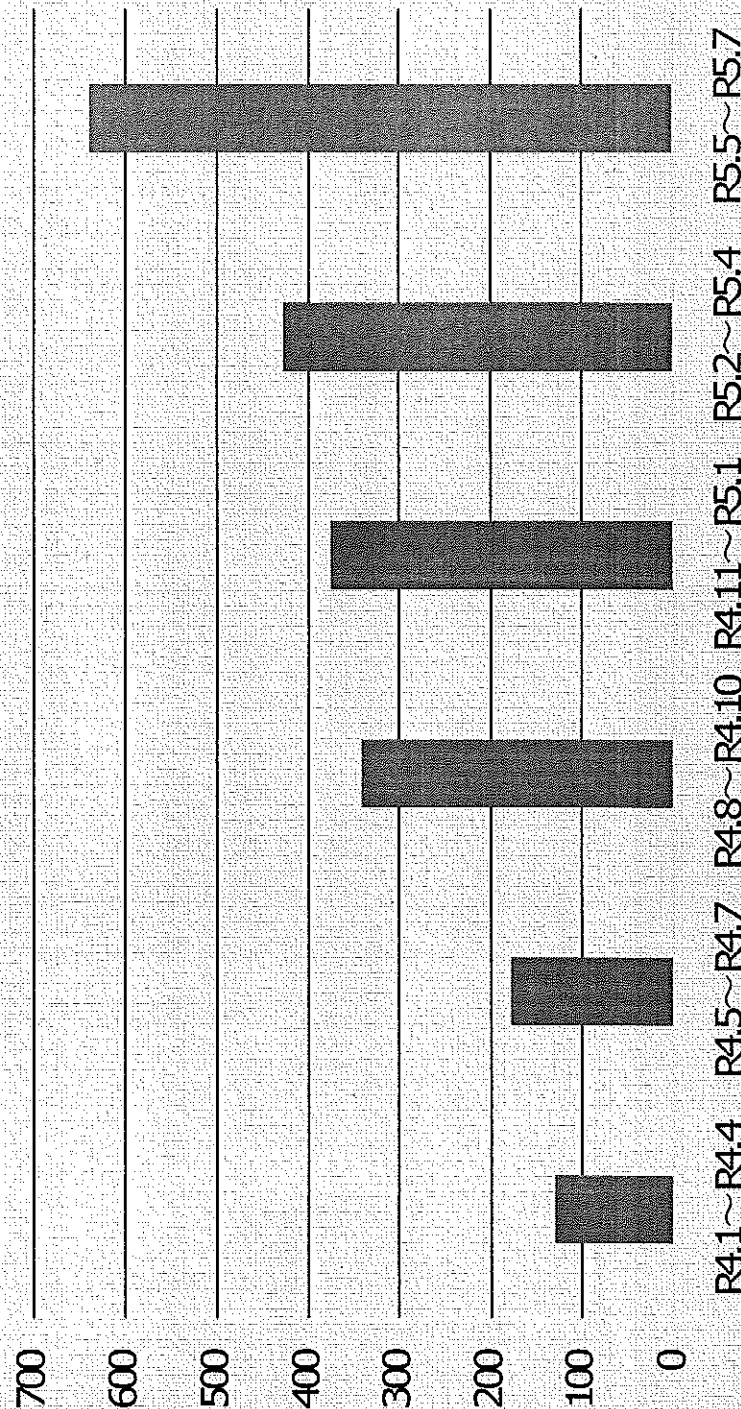
課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

2. インボイス制度の実施に関連した相談対応

- インボイス制度の実施に関連し、公正取引委員会に寄せられた独占禁止法・下請法に関する相談に対し、インボイスQ&Aの考え方に沿って丁寧に対応している。
- 公正取引委員会は、インボイスQ&Aを公表した令和4年1月以降、約2000件（令和5年7月末時点）の相談に対応しており、相談件数は、増加傾向にある。

相談件数の推移



※相談については、発注者側、受注者側などの立場を問わず、幅広い者から受け付けている。

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

2. インボイス制度の実施に関連した相談対応(具体的な相談事例)

■公正取引委員会は、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例の概要を取りまとめており、インボイス制度の実施に関連した相談事例も公表している。

＜相談事例①＞ 協同組合が、組合員と免税取引先との取引において、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定すること(令和5年6月公表)

・ 農作物 α の加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が免税取引先から農作物 α を仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

＜相談事例②＞ 協同組合の行うチケット事業において、免税組合員に対して従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収すること(令和5年6月公表)

・ 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない10%分の金額を徴収することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

＜相談事例③＞ 協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金について消費税相当額を差し引いて支払うこと(令和4年6月公表)

・ 運送業務を行う事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行う運送業務について、その配分先である組合員が消費税の免税事業者である場合、運送代金から消費税相当額の手数料を別途差し引いて支払うことについて、取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、免税事業者との十分な協議を行うことなく、協同組合の都合のみで、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を一方的に設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。

第2 独占禁止法・下請法に基づく対応

1. 書面調査を通じた情報収集

- 公正取引委員会が実施する各種書面調査において、インボイス制度の実施に関連した設問を追加し、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行っている。

I 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- 令和5年5月、11万名の発注者及び受注者に対し、調査票を発送。
- 令和5年8月中に、上記受注者からの回答結果を踏まえ、上記以外で調査すべき発注者に対し、追加で調査票を発送予定。

II 下請法の定期書面調査

- 親事業者向けの調査
令和5年6月、8万名の親事業者に対し、調査票を発送。
- 下請事業者向けの調査
今秋、30万名以上の下請事業者に対し、調査票を発送予定。

III 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- 荷主向けの調査
今秋、3万名の荷主に対し、調査票を発送予定。
- 物流事業者向けの調査
今冬、4万名の物流事業者に対し、調査票を発送予定。

2. インボイス制度の実施に関連した注意事項

- インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、発注事業者に対し、注意を実施（令和5年7月末時点：18件）。

注意事項の概要

- ・経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。

【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家
カルチャークラス運営事業者	カルチャークラス講師
造園工事業者	植木師・庭師
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター

第3 今後に向けて

- 公正取引委員会は、インボイス制度の円滑な実施に向け、引き続き、関係省庁・関係団体と連携してインボイスQ&Aや相談窓口の積極的な周知を行うとともに、関係事業者からの個別相談に丁寧に対応し、違反行為の未然防止を図っていく。
- さらに、各種書面調査において収集した情報も活用しつつ、独占禁止法や下請法に違反する行為には、厳正に対処していく。

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	収受印	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地 (電話番号 - -)
			(フリガナ) 納税地 (電話番号 - -)
			(フリガナ) 氏名又は名称 Ⓢ
			(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名
			法人番号

この申請書に記載した次の事項（Ⓢ印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
 - 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者には、次葉「免税事業者の確認」欄に記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☐ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☐ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日
	☐ 上記以外の課税事業者	
	☐ 上記以外の免税事業者	

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	☐ 済 ☐ 未済	確認 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

		氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。					
	☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個	人	番	号		
	事 業 内 容 等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人 の み 記 載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円	
		事業内容		登録希望日	令和 年 月 日	
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。				翌課税期間の初日 令和 年 月 日	
	☐ 上記以外の免税事業者					
	登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。			☐ はい ☐ いいえ	
		※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。				
		納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			☐ はい ☐ いいえ	
（納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合						
納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）			☐ はい ☐ いいえ			
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			☐ はい ☐ いいえ		
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			☐ はい ☐ いいえ		
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）			☐ はい ☐ いいえ		
	適格請求書発行事業者の死亡届出書		提出年月日	令和 年 月 日	提出先税務署	
	被 相 続 人	死亡年月日	令和 年 月 日			
		（フリガナ）	（〒 - ）			
		納税地				
		（フリガナ）				
氏名						
登録番号	〒					
参 考 事 項						

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）及び次葉」 の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国内事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです（消費税法（以下「法」といいます。）57の2②）。

（注）1 令和5年10月1日から令和12年9月29日までに申請しようとする事業者が、この申請書を提出することができます。

2 この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。

3 登録を受けることができる事業者は、課税事業者である場合に限り、ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則（以下「附則」といいます。）第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申請時に免税事業者であっても登録を受けることができます。

4 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません（法9①）。

5 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません（登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）（附則44④）。

6 登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されます。適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書（第2-1(2)号様式）」を提出する必要があります（法57の2⑧）。

※ 法人が名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

7 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第3号様式）」を提出する必要があります（法57の2⑩一）。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

免税事業者が、附則第44条第4項の規定の適用により、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載し、その登録希望日から登録を受けることとされています。

また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日（令和5年10月2日以後開始する課税期間に限り、）から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります（法57の2②、消費税法施行令70の2①）。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

（注）税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則15③）。

3 記載要領

(1) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。

免税事業者に該当する場合は、次葉「免税事業者の確認」欄を記載してください。

(2) 次葉「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。

イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。

(イ) 「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。

なお、元号は、該当する箇所に○を付します。

(ロ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します（個人事業者は不要です。）。

なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

(ハ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者は不要です。）。

また、個人事業者は、「個人番号」欄に個人番号を記載します（本人確認書類[※]の提示又は写しの添付が必要です。）。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※) 本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類（通知カード ^(注) など）＋身元確認書類（運転免許証など）

(注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

(二) 「登録希望日」欄は提出日から15日以降の登録を受ける日として希望する日を記載してください。

ただし、以下のいずれも満たす日付に限ります。

・令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間内の日

・登録申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日

ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者が該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。

ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月2日から令和11年9月30日までの日の場合に限りです。

この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

(3) 次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。

(4) 次葉「相続による事業承継の確認」欄は、事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除きます。以下同じ。）が、法第57条の3第3項の適用を受けようとする場合に記載します。同項の規定により、①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」といいます。）について、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号が相続人の登録番号とみなされますが、みなし登録期間の末日の翌日以後は、被相続人の登録番号は失効します。

みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出する必要があります（法57の3③）。

(5) 次葉「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 公表事項について

(1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ 申請者の氏名又は名称

ロ 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

(2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限る。）^(※) ・旧姓（旧氏）氏名（原則、住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限る。）^(※)
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

なお、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記5(3)もご確認ください。

5 留意事項

(1) 通知される登録番号は、次のとおりです。

イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

(2) 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録希望日から登録を受けることができる経過措置が設けられており、この経過措置により登録申請手続を行う場合には、「消費

税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。この場合、登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除く。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間における課税売上高に関わらず課税事業者として消費税の申告が必要です（附則44⑤）。

- (3) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、インボイス制度特設サイトの「インボイス公表サイトに関するよくある質問2－5」をご確認ください。

よくある質問



6 その他

インボイス制度特設サイトでは、申請手続に関する案内のほか、①説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。

特設サイト



令和5年10月吉日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部 支部長 中野敦夫
行田支部 支部長 柳澤俊行
秩父支部 支部長 長井建充
本庄支部 支部長 黒澤祥一

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域 地域長 森戸 裕
行田地域 地域長 木村忠之
秩父地域 地域長 堀口美奈夫
本庄地域 地域長 松木正則

税理士会36時間規定研修

令和5年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓 清秋の候、県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、下記の要領にて、県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに、事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和5年11月8日（水）午後1時00分～5時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777
〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248
内容 『顧問先とその家族を対象とした財産の相続・贈与のこれからの在り方』
ー沿革や相続税・贈与税改正を念頭に置いてー
講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
対象 税理士会会員および職員
受講料 1000円／参加者1人（資料代含む）
単位 4単位（会員は受講カードを持参ください）

- ★昨年とは会場が違いますので、ご注意ください。
- ★新型コロナウイルス感染症の感染状況により、一部変更になる場合もあります。
- ★バスは熊谷駅南口より 12時30分に発車します。
- ★資料準備の為、10月19日（木）までに熊谷支部事務局まで、必ずお申し込み下さい。

11月8日の県北ブロック研修会出席

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

支部名 _____ 支部 _____ 会員事務所名 _____

熊谷支部事務局 FAX 048-521-9612

令和5年10月6日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫

日頃は、熊谷支部運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、11月8日(水)は、午前10時30分から関係機関との協議会・例会、午後から県北ブロック研修会の予定です。つきましては、例会終了後、昼食のお弁当をご用意いたします。

予約注文になっておりますので、お弁当を希望される方は、お手数をおかけしますが、10月24日(火)までに事務局宛てFAXをお願いいたします。

日時 11月8日(水)

関係機関との協議会 午前10時30分～11時00分

例会 午前11時00分～11時30分

研修会 午後 1時00分～5時00分

内容 『顧問先とその家族を対象とした財産の相続・贈与のこれからの在り方』
ー沿革や相続税・贈与税改正を念頭に置いてー

講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属

資料 別紙、県北ブロック研修会のご案内にてお申し込みください

バス 熊谷駅南口 午前10時10分
午後 0時30分

FAX048-521-9612

令和5年11月8日の昼食お弁当を希望します。

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

※キャンセルされる方は11月6日(月)までに事務局までご連絡ください

令和5年10月6日

支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野敦夫

副支部長 中村武司

研修部長 林 正浩

関東信越税理士国民健康保険組合熊谷支部

支部国保長 増田俊樹

健康セミナーの開催について

～医療より予防、予防より健康づくり、健康こそ財産！！～

平素は熊谷支部国保事業に対しまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、関東信越税理士国民健康保険組合との共催で下記要領にて「健康セミナー」を実施いたします。つきましては、多数の参加をお待ち申し上げております。

また、当事業は当組合と RIZAP のタイアップ事業ですので奮ってご参加ください。

加えて、このセミナーは組合員以外の会員も参加可能です。

記

1.開催日時 令和5年12月13日(水) 午後1時30分開始 (受付 午後1時)

バス 熊谷駅南口 1時10分発

2.開催場所 ホテルガーデンパレス

3.申込方法 下記申込書にて、11月24日(金)までに、FAXで申込ください。

4. 対象者 生活習慣を振り返りたい方、健康的な食事の知識を身に付けたい方、
日常生活で気軽にできる運動を身に付けたい方、目標設定の効果的な方法を身に
付けたい方、健康習慣を定着させるための秘訣を伝授

-----切り離さずこのまま FAX をお願いします-----

健康セミナー参加申込書

私は上記 RIZAP とのタイアップ「健康セミナー」に

参加します

参加しません

どちらかを○で開んでください

国保組合に加入しているか(任意)

加入している

加入していない

不明

会員名

FAX 番号 521-9612

令和5年10月6日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野敦夫

副支部長 吉田貴之

広報部長 吉橋理沙

令和5年度テレビ埼玉「マチコミ」出演候補者のお願い

標記の件につきまして、例年、確定申告期前(1月下旬～2月上旬)にテレビ埼玉の情報番組「マチコミ」(平日16時30分～17時45分)に埼玉県内の税理士が出演し、無料税務相談会などのPRを行っております。昨年度に続き、今年度も各支部より広く出演候補者を募集することになりました。

つきましては立候補される会員は、支部事務局まで令和5年10月17日(火)までにご連絡いただきますようお願いいたします(複数名でも構いません)。

県連広報部長等で選考があり、出演者の決定後、15支部長及び出演者本人に通知させていただきます。

テレビ出演に関する情報は下記のとおりです。

記

- ・出演日については、出演者の決定後、出演者のご都合を考慮しテレビ埼玉との調整となります。12月中旬～1月中旬には決まる予定です。
- ・出演日当日は、テレビ埼玉(さいたま市浦和区常盤)に15時30分までにお越しいただくことになります。
- ・シナリオはこちらでご用意しております。(昨年のもものがベースとなります)
- ・出演の時間は16時30分から17時45分の間の5～10分程度です。
- ・応募状況により、ご意向に沿えない場合もございますので予めご了承下さい。

令和5年10月6日

会 員 各 位

埼玉県税理士政治連盟
支局長 藤 野 佳 子

県税政会費の口座振替等による支払について

ご案内のお願い

日ごろは、政治連盟の活動にご理解いただき誠にありがとうございます。
県税政会費令和5年度下期分が税理士会費と同時に口座振替(またはコンビニ・郵便振替による収納)が行われます。

何卒ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 収納内容

県税政会費 下期分 @5,000円 は税理士会費(関東信越会(本会)・県連・支部分)とともに収納されます。

※同時収納は、関東信越会が関税政との事務委託契約に基づき行います。

※本会一括収納に同意しており、上期分が同時収納で引き落とされている会員のみ対象です。

2. 預金口座振替日

10月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

※①上記の日に振替不能の方については、振替日翌月の26日に再振替します。

②コンビニ・郵便振替による同時収納を希望されている方、又は口座振替依頼書を未提出の方には、コンビニ・郵便振替用紙が送付されます。

※過去の未収分については、下期分と合わせての同時収納は出来ません。

ご不明な点は、関東信越税理士政治連盟事務局(TEL048-643-1661)にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

埼税協熊谷地域 10 月例会

令和 5 年 10 月 6 日（金）

<会務報告>

令和 5 年 9 月 8 日（金） 県北地域全税共業務推進会議
（行田・熊谷・本庄・秩父地域）
16：30～ホテルガーデンパレス

令和 5 年 9 月 28 日（木） 第 6 回常務理事会・第 3 回地域長会
12：00～パレスホテル大宮

令和 5 年 9 月 28 日（木） 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
15：00～パレスホテル大宮

令和 5 年 10 月 2 日（月） 日税グループとの協議会
15：30～ロイヤルパインズホテル浦和 4 階

<会務予定>

令和 5 年 10 月 13 日（金） S O M P O ひまわり生命との協議会
15：30～パレスホテル大宮

令和 5 年 10 月 23 日（月） あんしん財団業務推進会議
18：00～はっかい

令和 5 年 10 月 24 日（火） 提携企業との懇親会
16：30～パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

- ・メットライフ生命
- ・ミサワホーム
- ・朝日生命保険
- ・日本生命保険
- ・大同生命保険